

県民参加の森づくり推進事業実施要領

1 趣 旨

県民の森づくり活動への参加機会を増やし、その活動を通して、森林や森林資源の大切さに対する理解を深めていただくため、森づくり団体等が「森づくり県民大作戦」の春の重点活動期間（4月1日から6月30日）を主体に森づくり活動を行なう場合、その活動を支援します。

2 助成の対象となる活動の内容

次に掲げる要件のいずれかを満たす活動、行事等とする。

- (1) 「森づくり県民大作戦」の春の重点期間（4月1日～6月30日）に行う森づくり活動であって、県に対し事前に参加の申し出を行う活動であること
- (2) 一般県民を募集して行う森林整備活動や自然体験等の行事であること
- (3) 下流部と上流部の住民等が協働して行う森づくり活動であること
- (4) 森林所有者等と地域住民等が協働して行う森づくり活動であること

3 助成対象団体

次の（1）及び（2）の要件を満たす団体、又は（3）の団体とする。

- (1) 森づくり活動を行う非営利の団体、市民グループ等の団体
- (2) 構成員が5人以上の団体
- (3) 森林組合等森林・林業関係団体

4 助成対象と助成額

助成対象経費及び助成額（限度額）は「別表」のとおりとする

5 助成金の交付の申請

この事業による助成を希望する団体は、次の書類を公益財団法人静岡県グリーンバンク（以下グリーンバンクという）に提出するものとする。

1) 提出書類 各1部

- ① 県民参加の森づくり推進事業助成金交付申請書（様式1）
- ② 申請する団体の概要（様式1の附）
- ③ 活動の計画表（様式2）
- ④ 収支の計画表（様式3）
- ⑤ 「森づくり県民大作戦」参加申出書（県から返送されたものの写し）

2) 提出期限：別に定める日まで

6 採択の決定及び通知

グリーンバンクは、5により提出された助成申請書等の内容を審査し、適正と認められる場合は、予算の範囲内で助成額を決定し申請団体に通知する。

なお、助成金の申請総額が予算額を超える場合は、申請額を減額して助成額を決定する場合がある。

7 助成金交付の条件

グリーンバンク理事長は交付の決定において、助成金の交付に関する条件を付すことができる。

助成金交付の決定を受けた団体の代表者は、助成対象となる活動を中止又は廃止しようとする場合には、あらかじめグリーンバンク理事長の承認を受けるものとする。

8 実績の報告

申請団体は、助成対象の活動完了後、次の書類等をグリーンバンクに提出するものとする。

1) 提出書類 各1部

- ① 県民参加の森づくり推進事業助成金実績報告書（様式4）
- ② 活動の実績表（様式5）
- ③ 収支の実績表（様式6号）
- ④ 支出に関する領収書等の写し
- ⑤ 活動成果整理表（様式7）
- ⑥ 活動の状況写真
- ⑦ その他、参加者募集チラシ、新聞記事等

2) 提出期限

活動完了の日から15日以内、又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日まで

なお、止むを得ず3月15日以降にも活動を行う場合は、「活動の実績表」にはその活動計画を記載するものとする。

但し、助成金にかかる購入等は3月15日までに完了させるものとする。

9 助成金の額の確定

グリーンバンク理事長は、8により提出された実績報告書等の内容を確認し、本要領等において助成対象として認められる経費について助成金額を確定し、申請団体に通知する。

助成対象として認められない経費や証拠書類等で確認できない支出等がある場合は、決定額を減額して助成額を確定する場合がある。

10 助成金の交付

助成金の交付は、次によるものとする。

- 1) 助成金の対象となる活動が終了する前に、助成金の一部又は全額の交付を受けようとする場合
 - ・申請団体は、6に規定する助成金額の決定の通知を受領後、随時、請求書（概算払）を提出する。（様式8）
- 2) 助成金の対象となる活動の終了後に、助成金の交付を受けようとする場合
 - ・申請団体は、9の規定による助成金額の確定の通知を受領後、速やかに請求書（実績払）を提出する。（様式9）
- 3) 苗木購入にかかる助成金を受けようとする場合
 - ・苗木購入に関する「見積書」写し又は「請求書・請求明細書」写し、「領収書・納品明細書」写しのいずれかを添付し、請求書（概算払）を提出する。（様式8）

附 則

この要領は、平成28年度事業から適用する。

この要領は、平成29年度事業から適用する。

この要領は、平成30年度事業から適用する。

この要領は、平成31年度事業から適用する。

「別表」 【県民参加の森づくり活動推進事業】

1 助成の対象となる経費

科目	区分	摘要
森林整備活動費 自然体験活動費	苗木代 借上げ料 保険料 通信費 消耗品費	資機材運搬車両等 傷害保険、ボランティア保険等 切手（参加者募集用）、振込料 救急薬品等
森林環境教育費	指導者謝金 借上げ料 学習教材費 保険料 通信費 消耗品費	外部の講師・指導者 施設使用料 教材、材料費等 傷害保険、ボランティア保険等 切手、振込料 救急薬品等
資機材費	器具・資材購入費	チェーンソー、草刈り機 鎌、鉞、のこぎり、くわ、ヘルメット、 苗木の支柱等

※ 助成金の対象となる「摘要」等の考え方については「緑の募金による助成金交付事業の細部取扱い」を参照のこと

※ チェーンソー等を購入する場合の助成の上限額は次のとおり

a チェーンソー : 30千円/台（差額は活動団体負担）

b 刈払い機 : 30千円/台（差額は活動団体負担）

c その他の機械 : 30千円/台（差額は活動団体負担）

※ 会員等が所有する機械等の借上げ料（1日）の目安は次のとおりとする。

機械等	チェーンソー	刈払い機	車両 (軽トラ)	車両 (2T以上)	その他の機械
目安額	500円	500円	500円	800円	500~800円

2 助成の限度額

一団体当たりの助成額は、次のとおりとする。

1) 苗木購入にかかる助成のみを申請する場合

次の2点を満たす場合、苗木の購入代金の全部または一部を助成する。

- ・一般の方に参加を求めて行う植樹活動であること。
- ・主催者を含め、10名以上の方が参加する活動であること。

行事等参加延べ人数	助成限度額	備考
10人以上	50,000円	苗木購入経費に限る

2) 森林整備活動及び森林環境教育等にかかる助成を申請する場合

行事等参加延べ人数	活動支援限度額	苗木代加算限度額
10人以上30人未満	50,000円	50,000円
30人以上50人未満	100,000円	//
50人以上	150,000円	//

※なお、一般の方にも参加を求めて植樹活動を行う場合、表右欄に記載の限度額を苗木購入代として加算することができる。(流用は不可)

3) 助成限度額にかかる調整

同一年度に「森づくりグループ活動支援推進事業」にも助成申請する場合は、次のとおり助成限度額を調整する。

【調整】：2つの事業の助成申請額の合計は、それぞれの事業の助成限度額のいずれか大きな方の額を上限とする。